令和２年度瀬戸内海の海岸生物調査支援事業実施要領

１　事業の目的

住民団体等が実施する（構成府県市が主催する場合及び構成府県市と住民団体等が共同で実施する場合を含む）「瀬戸内海の海岸生物調査マニュアル」を活用した調査活動に対し、「調査マニュアル」、「下敷き」及び「調査シート」（以下「資材」という。）を提供することにより、住民団体等との協働による継続的なモニタリング活動の推進を図ることを目的とする。

２　資材の配布対象とする活動

構成府県市が配布する資材による海岸生物調査の実施、及び構成府県市に対する調査結果報告を含むもので、原則として、４月から11月の間に２人以上で行う調査活動を対象とする。

３　実施手続

（１）事務局からの資材の事前送付及び配布実績報告について

ア　事務局は、構成府県市に対して予め行う必要見込み数の照会結果を基に、資材の事前送付数量を調整のうえ決定し、構成府県市へ送付する。

イ　構成府県市は、令和３年１月29日までに、令和２年度の配布実績について、様式１及び様式２により事務局に報告する。

（２）構成府県市における資材の配布及び調査結果報告について

ア　構成府県市は、住民団体等が実施する調査計画を確認・記録のうえ、当該団体等に資材を配布し、調査結果報告を求めるものとする。

イ　調査結果については、構成府県市において内容を確認し、適宜、当会議ホームページ（構成府県市用ページ）から報告フォームに入力する。

４　その他

年度途中で資材が必要となった場合は、事務局まで連絡する。

（※可能な範囲で個別に調整を行う。）